

平成 30 年度から

## 国民健康保険税の税率などが変わりました。

町の保険税は、資産割を減税・廃止した平成 28・29 年度を除き、平成 20 年度以降、税率などを据え置いてきました。

しかし、国民健康保険の被保険者（加入者）は高齢化が進み、それに伴い医療費も増加していることから、将来にわたり国民健康保険の健全な運営と、適切な保険給付のため保険税などを改正しました。次年度以降の税率などについては、保険給付の推移などを考慮し、毎年検討していきます。

### ■ 保険税率などの変更

次の一覧表のとおり変更しました。

区 分		改正前 平成 29 年度	改正後 平成 30 年度	差
医療保険分	所得割	5.54%	5.69%	0.15%
	均等割（人数）	25,100 円	25,300 円	200 円
	平等割（世帯）	25,400 円	24,400 円	▲ 1,000 円
後期高齢者支援金分	所得割	1.4%	1.52%	0.12%
	均等割（人数）	6,400 円	6,700 円	300 円
	平等割（世帯）	6,800 円	6,700 円	▲ 100 円
介護保険分	所得割	1.1%	1.22%	0.12%
	均等割（人数）	6,800 円	7,200 円	400 円
	平等割（世帯）	4,700 円	4,700 円	変更なし

### ■ 所得が低い世帯への保険税軽減措置の拡大

平成 30 年度課税分から、前年中の世帯の所得が基準額以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて 7 割・5 割・2 割軽減されています。この内、5 割・2 割軽減の判定基準額が引き上げられ、保険税の軽減される世帯が拡大されます。（手続きは必要ありません）

#### ▼ 2 割軽減

改正前	基準額	33 万円 + 49 万円 × 被保険者数	以下
改正後	基準額	33 万円 + 50 万円 × 被保険者数	以下

#### ▼ 5 割軽減

改正前	基準額	33 万円 + 27 万円 × 被保険者数	以下
改正後	基準額	33 万円 + 27.5 万円 × 被保険者数	以下

### ■ 保険税の課税限度額の引き上げ

平成 30 年度課税分から、所得に応じた保険税となるよう、課税限度額を年間 89 万円から 93 万円に 4 万円引き上げます。



区 分	改正前	改正後
医療保険分	54 万円	58 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	変更なし
介護保険分	16 万円	変更なし
計	89 万円	93 万円

● 詳細は、町ホームページ「ホーム > くらし・防災 > 保険・年金 > 国民健康保険 > 平成 30 年度国民健康保険税について」をご覧ください。

問い合わせ

保険医療課 ☎ 0561(56)0738